

平成31年第2回御宿町議会臨時会

議事日程（第1号）

平成31年2月1日（金曜日）午前10時開会

- 日程第 1 会議録署名人の指名について
日程第 2 会期の決定について
日程第 3 議案第1号 特別職の職員の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の
制定について
日程第 4 議案第2号 一般職の職員の給与等に関する条例及び一般職の任期付職員の採用
等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
日程第 5 議案第3号 平成30年度御宿町介護保険特別会計補正予算第2号
日程第 6 議案第4号 平成30年度御宿町一般会計補正予算第6号

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（11名）

1番	瀧口義雄君	2番	北村昭彦君
3番	堀川賢治君	4番	大地達夫君
5番	滝口一浩君	6番	貝塚嘉軼君
7番	伊藤博明君	8番	土井茂夫君
9番	大野吉弘君	10番	石井芳清君
11番	高橋金幹君		

欠席議員（1名）

12番 小川 征 君

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	石田義廣君	副町長	横山尚典君
教育長	齊藤弥四郎君	総務課長	大竹伸弘君
企画財政課長	田邊義博君	産業観光課長	殿岡豊君
教育課長	金井亜紀子君	建設環境課長	埋田禎久君
税務住民課長	齋藤浩君	保健福祉課長	渡辺晴久君
会計室長	岩瀬晴美君		

事務局職員出席者

事務局長	吉野信次君	主事	鶴岡弓子君
------	-------	----	-------

◎開会の宣告

○議長（大地達夫君） みなさん、おはようございます。

本日、平成31年御宿町議会第2回臨時会が招集されました。

12番、小川 征君から、御宿町議会会議規則第2条の規定により欠席届が提出されています。

本日の出席議員は11名です。よって定足数に達しておりますので、本日の会議は成立いたしました。

これより平成31年御宿町議会第2回臨時会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

なお、議会だより編集のため、議場内の写真撮影を許可いたしました。

傍聴人に申し上げます。傍聴にあたっては傍聴規則に従い、静粛をお願いいたします。また携帯電話の類は、使用できませんので、電源をお切りください。

（午前10時）

◎町長あいさつ及び提案理由の説明

○議長（大地達夫君） 次に石田町長より、日程に先立ちあいさつと提案理由の説明があります。

石田町長。

○町長（石田義廣君） 本日ここに、平成31年第2回臨時会を招集いたしましたところ、議員の皆様方におかれましては、大変お忙しいところ、ご出席いただきまして、誠にありがとうございます。

本臨時会におきましては、人事院勧告等に基づく給与条例案の改正2議案、平成30年度一般会計補正予算案をはじめといたしまして、各会計補正予算（案）など計4議案をご審議いただくこととなりますが、開会に先立ちまして、議案の提案理由について申し上げます。

議案第1号「特別職の職員の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について」は、今年度の人事院勧告及び千葉県人事委員会勧告を踏まえ、特別職の期末手当の支給割合を改定するため条例の一部を改正するものであります。

議案第2号「一般職の職員の給与等に関する条例及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」は、人事院勧告及び千葉県人事委員会勧告を踏まえ、一般職の職員の給料月額、勤勉手当の支給割合、一般職の任期付職員の給料月額などの改定することから条例の一部を改正するものです。

議案第3号「平成29年度御宿町介護保険特別会計補正予算（案）第2号について」は、歳入歳出ともに8万2千円を追加し、補正後の予算総額を11億1,555万2千円とするものです。内容につきましては、人事院勧告等に基づく職員の給料や手当の改定に伴い、職員人件費の調整を行うものです。補正財源につきましては、法定負担分としての国・県・支払基金からの支出金や一般会計からの繰入金のほか、前年度繰越金を充てました。

議案第4号「平成30年度御宿町一般会計補正予算（案）第6号について」は、歳入歳出ともに124万9千円を追加し、補正後の予算総額を40億2,854万1千円とするものでございます。内容につきましては、人事院勧告及び千葉県人事委員会勧告に基づく職員の給料や手当の改定に伴い、職員人件費の調整です。なお、財源につきましては、平成29年度からの純繰越金を充当し、対応いたします。

ただいま申し上げました議案の詳細につきましては、担当課長からご説明申し上げますので、何とぞ慎重なるご審議をいただきまして、ご議決を賜りますようお願い申し上げます。

◎会議録署名人の指名について

○議長（大地達夫君） これより日程に入ります。

日程第1、会議録署名人の指名についてを議題といたします。

会議録署名人は、会議規則第126条の規定により議長より指名いたします。

6番、貝塚嘉軼君、7番、伊藤博明君をお願いいたします。

◎会期の決定について

○議長（大地達夫君） 日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。今臨時会の日程は、あらかじめ配布した日程により、本日1日限りにしたいと思えます。

これに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大地達夫君） 異議なしと認めます。よって、今臨時会の会期は、本日1日とすることに決しました。

◎議案第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（大地達夫君） 日程第3、議案第1号 特別職の職員の給与及び旅費に関する条例

の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

大竹総務課長より、議案の説明を求めます。

大竹総務課長。

○総務課長（大竹伸弘君） 議案第1号 特別職の職員の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定についてご説明いたします。

特別職の職員の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定についてご説明させていただきます。

本改正案は、人事院勧告及び千葉県人事委員会勧告に基づく給与改定に関連がございますので、議案説明の前に、添付させていただきました資料により、「人事院勧告」、「千葉県人事委員会勧告」の内容、また、これらを受けての「町における給与改定の内容」についてご説明させていただきます。

議案に添付させていただきました資料の1ページをご覧ください。平成30年8月10日に人事院勧告があり、その概要については、資料に記載のとおりとなっております。

また、2ページになりますが、10月10日には千葉県人事委員会からの勧告がありました。千葉県人事委員会勧告は、人事院勧告の内容に準じて、民間給与との均衡を図るため給料表について、平均0.2%を引き上げる改定とし、内訳として、初任給は、1,500円、若年層については1,000円程度、その他は400円を基本に引き上げることとしています。

また、期末・勤勉手当についても人事院勧告に準じ、勤勉手当を0.05月引き上げ、現行の年間4.4月を4.45月とし、平成30年度の引上げについては、12月の勤勉手当で上乘せる内容となっております。

また、宿日直手当については、給与の状況を踏まえ、200円引き上げ4,400円とすることとしています。

3ページに移りまして、御宿町における給与改定案の内容ですが、人事院勧告及び千葉県人事委員会の勧告を踏まえた、給料表の改定、期末・勤勉手当の改定等の詳細を記載させていただいております。内容につきましては、先程ご説明させていただきました千葉県人事委員会勧告の内容に準じております。

給料表について、平均0.2%を引き上げる改定とし、内訳として、初任給は、1,500円、若年層については1,000円程度、その他は400円を基本に引き上げることとしています。

また、期末・勤勉手当については、勤勉手当を0.05月引き上げることとし、30年度においては、12月の勤勉手当を0.9月から0.95月に引き上げ、31年度は、6月、12月ともに現行の

0.9 月を 0.925 月に引き上げるものです。

また、期末手当につきましては、現行 6 月と 12 月の支給月数が異なっておりましたが、31 年度からは、総支給月数 2.6 月は変更しませんが、6 月、12 月の支給月数をともに 1.3 月とし、均衡を図る改正を行うものです。

また、宿日直手当について、4,200 円から 4,400 円に引き上げることとしております。次に、4 ページとなりますが、任期付職員のうち特定任期付職員の給料及び期末手当の改定についての内容となります。御宿町では、現在この特定任期付職員はおりませんが、給料表の 1 号給から 5 号給についてそれぞれ 1,000 円引上げ、期末手当については、年間 3.3 月を 3.35 月とするものです。

これらの改定の内容を踏まえ、資料の 4 ページ中段以降となりますが、特別職の期末手当についても改定を行うものです。特別職については、「特別職の職員の給与及び旅費に関する条例」において期末手当の支給割合が定められており、人事院勧告及び千葉県人事委員会勧告を踏まえ、年間 4.3 月を 4.35 月に引き上げるものです。

それでは、議案についてご説明いたしますので、議案第 1 号 特別職の職員の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について、新旧対照表をご覧ください。

本条例第 1 条は、第 3 条第 2 項において、平成 30 年度における 12 月の期末手当を、100 分の 5 を引上げ、100 分の 222.5 を 100 分の 227.5 に改めるものです。続きまして、2 ページ、本条例第 2 条は、平成 31 年度以降の支給割合について規定するものであり、総支給月数 4.35 月について、6 月、12 月の支給割合を均等にするため、それぞれ 100 分の 217.5 に改めるものです。

附則としまして、第 1 項で、条例の施行期日は公布の日とするものです。ただし第 2 条の規定は平成 31 年 4 月 1 日から施行することとするものです。第 2 項については、第 1 条の規定による改正後の条例の規定は、平成 30 年 12 月 1 日から適用することとするものです。第 3 項は改正後の条例の規定を適用する場合には、第 1 条の規定による改正前の条例の規定により支給された期末手当は、改正後の条例の規定による期末手当の内払とみなすこととするものです。

以上説明を終わります、よろしくお願いたします。

○議長（大地達夫君） これより質疑に入ります。

10 番、石井芳清君。

○10 番（石井芳清君） 10 番、石井です。

特別職の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定ということではありますが、

本町における特別職というのは、具体的にどういう職があるのかお尋ねします。また、特別職においては、報酬等の審議会があったと思いますが、本条例の調製にあたっては、どのように参酌されたのか伺います。

○議長（大地達夫君） 大竹総務課長。

○総務課長（大竹伸弘君） まず、対象となる方々については、町長、副町長、教育長でございます。また、審議会の開催につきましては、給与の月額を改正する場合には、審議をお願いすることとなっておりますが、今回は人事院勧告等による手当の改定ですので、審議会は開催しておりません。

○議長（大地達夫君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大地達夫君） 質疑なしと認めます。

○議長（大地達夫君） 本案につきましては、討論を省略して採決いたします。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大地達夫君） 異議なしと認めます。

これより、議案第1号の採決を行います。

この採決は挙手によって行ないます。

議案第1号に賛成の方は、挙手願います。

（全員挙手）

○議長（大地達夫君） 全員の挙手です。

よって、議案第1号は可決することに決しました。

◎議案第2号の上程、質疑、討論、採決

○議長（大地達夫君） 日程第4 議案第2号 一般職の職員の給与等に関する条例及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

大竹総務課長より議案の説明を求めます。

大竹総務課長。

○総務課長（大竹伸弘君） 議案第2号 一般職の職員の給与等に関する条例及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてご説明いたします。

初めに、本改正案の概要をご説明いたします。

この一部改正は、人事院勧告及び千葉県人事委員会勧告に基づく給料等の改定について、所要の条例改正を行うものです。

条例は全体で4条の構成となっています。

第1条及び第2条は、一般職の職員の給与等に関する条例の一部を改正するものであり、第1条は、人事院勧告等に基づき平成30年4月から適用する一般職の給料表の改正、一般職員及び再任用職員等の平成30年12月の勤勉手当率の改正等を行うものです。第2条は、平成31年4月から適用となる一般職員及び再任用職員等の期末手当、勤勉手当の支給率を定めるものです。第3条及び第4条は、一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正するもので、第3条は、平成30年4月からの特定任期付職員の給料月額及び平成30年12月の期末手当の支給率について改正をするものです。第4条は、平成31年4月から適用となる特定任期付職員の期末手当の支給率について定めるものです。附則においては、各条の施行期日等について定めるものです。

それでは、新旧対照表により、第1条からご説明いたします。

新旧対照表の1ページをお開きください。

本条例第1条は、一般職の職員の給与等に関する条例について、平成30年度に適用となる勤勉手当の支給率の改正及び給料表の改正等を行うものです。第18条の改正ですが、宿日直手当を4,200円から4,400円に改めるものです。第20条第2項第1号の改正は、一般職員の平成30年12月の勤勉手当の支給率の改定となります。今年度の期末手当及び勤勉手当の支給率は、全体で4.4月となっていますが、人事院勧告等により民間との較差0.05月を引き上げ、4.45月とすることとし、平成30年度については、12月の勤勉手当において率を0.05月引き上げることとし、勤勉手当率を100分の90から100分の95に改正するものです。同項第2号では、再任用職員の勤勉手当について、年間で0.05月引き上げ、平成30年度については、12月において0.05月を引上げるものです。同条第5項につきましては、勤勉手当の不支給及び一時差止めについて、期末手当の規定を準用する内容となっておりますが、給与法の改正と同様、「基準日」及び「支給日」の定義が及ぶ範囲をより分かりやすく限定する改正を行うものです。

新旧対照表2ページから7ページまでの別表第1の改正については、給料月額を初任給で1,500円、また1級から7級において月額で400円から1,000円程度、引上げるものです。再任用職員、任期付職員（特定任期付を除く）の改定は、別表の一番下のとおりとなります。

続いて、新旧対照表 8 ページ本条例第 2 条では、ただいま説明させていただきました本条例第 1 条による改正について段階的に改正することが勧告され、平成 31 年度の期末手当、勤勉手当の支給率について改正をするものです。第 19 条第 2 項及び第 3 項ですが、一般職員及び再任用職員の期末手当の支給率について、平成 31 年度以降は 6 月、12 月の支給率が均等になるよう、改正するものです。

9 ページの第 20 条第 2 項第 1 号及び第 2 号は、勤勉手当の支給率を改定するもので、平成 31 年度以降は、一般職員及び再任用職員について、6 月と 12 月の支給について、現行よりそれぞれ 0.025 月引き上げるものです。

新旧対照表 10 ページ本条例第 3 条では、特定任期付職員の給料表の改正を行うものです。一般職の任期付職員の採用等に関する 条例第 7 条に定める給料表において、1 号から 5 号級においてそれぞれ 1,000 円を引上げるものです。

第 8 条第 2 項の改正につきましては、特定任期付職員に対する期末手当の支給率を年間 3.3 月から 0.05 月引き上げ 3.35 月に改正するものであり、平成 30 年度においては、12 月期において、100 分の 165 を 100 分の 170 に引上げるものです。

新旧対照表 12 ページ本条例第 4 条では、本条例第 3 条にて改正しました特定任期付職員の期末手当の支給率を 31 年度は、6 月、12 月ともに 100 分の 167.5 とし、現行よりそれぞれ 0.025 月、引き上げるものです。

新旧対照表 13 ページ本条例の附則でございますが、附則第 1 条では、本条例は、公布の日から施行するものとするものです。ただし、第 2 条及び第 4 条については平成 31 年 4 月 1 日から施行するものです。

また附則第 1 条第 2 項の規定は、第 1 条及び第 3 条の規定は、平成 30 年 4 月 1 日より適用することとするものです。

附則第 2 条では、改正後の給与条例、改正後の任期付職員条例を適用する場合には、第 1 条の規定による改正前の給与条例、第 3 条の規定による改正前の任期付職員条例の規定により支給された給与は、改正後の給与条例または改正後の任期付職員条例の規定による給与の内払いとみなすこととするものです。

第 3 条は、規則等への委任でございます。

なお本改正による影響額は約 300 万円となっております。

以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（大地達夫君） これより、質疑に入ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(大地達夫君) 質疑なしと認めます。

本案につきましては、討論を省略して採決いたします。これにご異議 ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(大地達夫君) 異議なしと認めます。

これより、議案第2号の採決を行います。

この採決は挙手によって行ないます。

議案第2号に賛成の方は、挙手願います。

(全員の挙手)

○議長(大地達夫君) 全員の挙手です。

よって、議案第2号は、原案のとおり可決することに決しました。

◎議案第3号の上程、質疑、討論、採決

○議長(大地達夫君) 日程第5 議案第3号 平成30年度御宿町介護保険特別会計補正予算第2号を議題といたします。

渡辺保健福祉課長より議案の説明を求めます。

渡辺保健福祉課長。

○保健福祉課長(渡辺晴久君) 議案第3号 平成30年度御宿町介護保険特別会計補正予算(案)第2号についてご説明申し上げます。

補正予算書の1ページ、第1条でございますが、歳入歳出それぞれ8万2千円を追加し、補正後の予算総額を11億1,555万2千円と定めるものでございます。

それでは、各費目の詳細につきまして、予算書の事項別明細に沿ってご説明させていただきます。6ページをご覧ください。

歳入予算ですが、3款国庫支出金1万7千円、4款支払基金交付金8千円、5款県支出金8千円、6款繰入金3万4千円は、それぞれ人事院勧告等に基づき、介護会計職員4名分の人件費が増となることから、各事業に係る国、社会保険支払報酬基金、県、町一般会計の法定割合分を追加するものです。7款繰越金1万5千円は、前年度からの繰越金を補正財源として充て、収支の均衡を図りました。以上、歳入予算として8万2千円を追加しております。

続きまして、歳出予算についてご説明します。8ページをご覧ください。

1款総務費から3款地域支援事業費までの、2節給料、3節職員手当、4節共済費は人事院

勧告等に基づく件費の調整でございます。以上、歳出予算として8万2千円を追加しております。

以上で、説明を終わります。よろしくお願いたします。

○議長（大地達夫君） これより、質疑に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大地達夫君） 質疑なしと認めます。

○議長（大地達夫君） 本案につきましては、討論を省略して採決いたします。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大地達夫君） 異議なしと認めます。

これより、採決を行います。

この採決は挙手によって行ないます。

議案第3号に賛成の方は、挙手願います。

（全員の挙手）

○議長（大地達夫君） 全員の挙手です。

よって、議案第3号は、原案のとおり可決することに決しました。

◎議案第4号の上程、質疑、討論、採決

○議長（大地達夫君） 日程第6 議案第4号 平成30年度御宿町一般会計補正予算第6号を議題といたします。

田邊企画財政課長より議案の説明を求めます。

田邊企画財政課長。

○企画財政課長（田邊義博君） それでは、議案第6号平成30年度御宿町一般会計補正予算（案）第6号について、ご説明申し上げます。

補正予算書の1ページ、第1条でございますが、歳入歳出それぞれに124万9千円を追加し、補正後の予算総額を40億2,854万1千円と定めるものでございます。

それでは予算書の内容について説明いたします。

7ページをご覧ください。

歳入予算でございます。

19款 繰越金、1項 繰越金、1目 繰越金、1節 繰越金 純繰越金124万9千円は、収支の

不足に対応するため追加するものです。

以上、歳入予算に、124万9千円を追加しております。

8ページ、歳出予算でございます。

1款 議会費から9款 教育費までの2節 給料、3節 職員手当、4節 共済費、及び特別会計への繰出金は、人事院勧告等に基づく給与改定に伴う人件費の調整でございます。

以上、歳出予算に124万9千円を追加しております。

以上で一般会計補正予算案第6号の説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（大地達夫君） これより、質疑に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大地達夫君） 質疑なしと認めます。

○議長（大地達夫君） 本案につきましては、討論を省略して採決いたします。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大地達夫君） 異議なしと認めます。

これより、議案第6号の採決を行います。

この採決は挙手によって行います。

議案第6号に賛成の方は、挙手願います。

（全員の挙手）

○議長（大地達夫君） 全員の挙手です。

よって、議案第6号は、原案のとおり可決することに決しました。

◎閉会の宣言

○議長（大地達夫君） 以上で、本臨時会の日程は全て終了いたしました。

ここで、石田町長より挨拶があります。

石田町長。

○町長（石田義廣君） 平成31年第2回臨時会の閉会にあたり、一言ごあいさつを申し上げます。

この度の臨時会は、4議案についてご審議いただきましたが、議員の皆様方のご理解によりましていづれもご承認、ご決定いただき、閉会の運びとなりました。誠にありがとうございました。

寒さも一段と厳しさをましておりますので、皆様方におかれましては、健康には十分ご留意され、ますますご活躍されますようお祈り申し上げ、閉会にあたってのご挨拶とさせていただきます。

本日はありがとうございました。

○議長（大地達夫君） 議員各位には、慎重審議いただき、ありがとうございました。また議会運営につきまして、ご理解とご協力をいただきまして、ありがとうございました。

以上で、平成31年御宿町議会第2回臨時会を閉会いたします。

ご苦労さまでした。

(午前10時25分)